

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年7月10日（平成27年（独個）諮問第19号）

答申日：平成28年9月12日（平成28年度（独個）答申第10号）

事件名：本人が特定社会保険事務所に提出した特定会社の厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書に係る申告の経緯が分かる記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が平成20年8月1日（金）に、特定社会保険事務所、社会保険調査官に提出した特定会社の「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」に係る申告の経緯が分かる記録の全て及び終了の記録。（申告処理台帳又は事跡記録及び添付資料を含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年4月8日付け年機構発第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、この取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 文書不存在のため、受付にかかる事実も確認できないためということとは、有りえないから。

イ 総務省、第三者委員会に書類提出する時に、本件請求書を添付し、意見書により、在職中の申立てであったことを証明するという約束があった。

ウ 以下、エにより説明し、当時のメモ書きを資料として同封致します。

エ 異議申立ての趣旨及び理由

（ア）絶対に在るはずである。私の所有する控えのコピー、担当者の名刺を同封する。

(イ) 私は、平成27年4月8日の年機構発2号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」を見て驚いている。書類があるのに開示しないのは、非常に遺憾である。特定年金事務所が、私の「保有個人情報の開示請求」を受付けないことで、私は会社との民事裁判平成23年（ワ）第578号事件で、「在職中から各種保険に加入手続きを要求していたこと」を立証できず多額の経済的損害と精神的損害を受けた。

(ウ) 平成20年8月1日から平成27年4月8日までの長きに亘り、「資格確認調査の記録書面はあります。」と（繰り返し）言われ続けられた。

平成21年12月17日の開示請求においては、「書面の開示は、すべての調査が終了した時に開示します。」「社会保険庁が民営化されても、担当者が移動しても、業務は継承されますから、安心してください。」「権利の時効期限が平成20年8月1日でロックされますので、大丈夫です。」と言われた。

(エ) 私が書面で請求したことに対する回答は、すべて口頭であった。平成23年8月4日に、日本年金機構の専用用紙で、「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」を再提出させられた。

オ 時間の経過

H17. 7. 6

特定会社入社（パート採用）

H20. 1. 1

身分はパートであるが、保険加入条件を満たす。

H20. 8. 1

社会保険庁特定社会保険事務所に「健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書」を提出する。

同日

受付。書面通知はできない。理由 ①消えた年金問題の処理のために、毎日午後9時頃まで業務に追われていて、異議申立人の事案を今すぐには、処理することができないため、書面通知はしません。消えた年金の処理が終わり次第必ずやりますから、私を信じて下さい。②権利の時効期限は2年間ですが、平成20年8月1日でロックされていますので安心して下さい。尚、行政機関の年度とは、4月1日に始まり翌年の3月31日ですから、年度末まで待って下さい。③法律家に依頼すると有料ですが、行政機関はすべて無料でやります。

H21. 3. 10

特定社会保険事務所のA氏に電話で確認する。調査中である。

H 2 1 . 4 . 1 0

会社から、「特定社会保険事務所に何を申請しているのか知らないが、各種保険に加入しなくてよい時間数まで、徐々に減らします。」と通告された。

H 2 1 . 1 2 . 1 7

「保有個人情報開示請求書」を提出するが拒否された。(特定社会保険事務所)

同日

理由 調査中であり終了していないから、開示できません。

H 2 1 . 1 2 . 1 8

会社側に、「せめて雇用保険の加入を要求する」

H 2 2 . 1 . 1 0

会社から、「パートは雇用保険に加入しないことは、入社の際に説明済みである。健康保険・厚生年金については、就業規則第10条(所定勤務時間)ただし書きで、(1)、(2)、(3)はパートタイマーを除く。と明記してある。よって、パートタイマーは、保険加入はないが、1ヵ月間200時間でも300時間でも就業できる。」「どちらの保険もパートを保険に加入する特別キャンペーンが始まれば、その時は最初に加入します。」と説明される。

H 2 2 . 3 . 1 0

特定社会保険事務所のA氏に電話で確認する。調査中である。

H 2 2 . 3 . 1 5

会社から、「4月からは、1日の就業時間を、3時間にします。そうすれば雇用保険にも加入しなくて済みます。」

H 2 2 . 4 . 6

解雇通告があった。解雇理由は、各種保険に加入しようとしたから。最終勤務日は平成22年4月11日(日)である。

H 2 2 . 4 . 1 1

退職届交付。

H 2 2 . 4 . 2 5

特定会社懲戒解雇で退職。

H 2 2 . 4 . 2 6

労働基準監督署に相談に行く。

H 2 3 . 8 . 4

日本年金機構特定年金事務所で、「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」を再提出させられた。理由 社会保険庁は廃止されたから。

H 2 6 . 5 . 2 3

相談から民事裁判和解まで、4年1ヵ月間。

同日

地方裁判所にて、会社側は「特定年金事務所からは、異議申立人の在職中に、保険加入について何の指導も問い合わせもなかったと主張し、異議申立人が、保険の資格認定を請求したのは、2年の時効完成後であった。」とした主張が、裁判上で認められてしまった。

H26.7.3

異議申立人は、特定年金事務所へ総務省年金記録確認関東地方第三者委員会宛ての「年金記録確認の申立書」を提出。

H26.9.10

特定年金事務所から総務省年金記録確認関東地方第三者委員会へ書類提出。

H26.9.25

総務省年金記録確認関東地方第三者委員会で受付。

H27.1.21

総務省年金記録確認関東地方第三者委員会より、「結果通知」が届いた。

結論 日本年金機構特定年金事務所は、最後まで、平成20年8月1日に、「健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書」を提出したことを開示しなかった。

カ 不服理由のまとめ

日本年金機構では、年金の資格確認請求書及び保有個人情報開示請求書を受理しても、一切を開示しない事実があったと考えられます。異議申立人の場合は、総務省に「年金記録の確認の申立て」をする際には、「意見書に、在職中に厚生年金保険資格確認請求をしたことを明記する」という約束も、全く守られなかった。約束したときのメモがありますので、添付します。

万が一、これほどお願いしても開示されない場合は、やむを得ず法的手段を取らざるを得ませんのでご了解ください。

(2) 意見書

本件諮問事件について、平成27年7月23日に、理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）を受け取りましたが、本件異議申立ての主旨が全く違い、内容が理解できないで驚いています。

「あなたは、厚生年金の受給資格はありますが、厚生年金の受給権利はありません。厚生年金保険法75条該当です。」と突然言われたら、どうお感じになりますか。

なぜ、どういう事由で、そうなるのかを知りたいと思う事でしょう。

日本年金機構が、提出された申請書を廃棄処分しているとは思いたく

ないですが、現実に、自分の書面を廃棄されて、再提出した申請書の中身を見ないで調査もしない、「却下」通知を発行されていた事実、更に、個人情報の開示に対し、「開示請求を受け付けない」「開示に対する異議申立ての内容を変更する」というのは、私の権利利益を著しく害しています。どうか調査・審議をよろしく御願います。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会に対して、調査審議を申請するのは初めてです。「日本年金機構とは、国民年金が破たんして財源がないから、国民の年金の支給額を減らすことを第一に考えて事務処理をしている。厚生年金の加入の手続きを怠っている事業主に、厚生年金保険法第75条（保険給付の制限）の該当をあっせんしている行政機関」なのでしょうか。事業所が言うように、「年金事務所は、会社側の有利になるように処理するところで、弱い労働者を保護するところではない。企業あつての厚生年金なのだから。」と言われた言葉が頭から離れない。つきましては、下記のことを確認したいと思います。

確認事項

ア 諮問事件の事件名について

理由説明書の1. 経過～（省略）として異議申立てを行ったものである。そのあとのことが記載されていないことが不可解です。「不存在」を異議申立てしたのと重ねて、「受付にかかる事実も確認できないため」の部分を訂正請求したものである。

異議申立ての核心は、開示しないこととした理由の（ ）の部分である。

当時の担当者は、受付したことを認めているし、申請書を廃棄したことも認めているのである。提出期限までに、ICレコーダーの録音を書面に移して提出致します。

イ 申請書廃棄処分について

平成20年社会保険庁当時の申請書を、社会保険審査官が「全く悪意がなく、通常の業務として提出された申請書を、全部廃棄処理していた事実」があったこと。警察署の「悪意の有無の調査結果」を書面で提出します。

ウ 申請書（健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書）の再提出について

社会保険庁が民営化されたことを理由に、新しい書式の書面提出を強要された。平成23年8月4日、日本年金機構の用紙で再提出したことが、本事件の根源にあると思える

エ 保険法75条該当と民事裁判の妨害について

不当な公権力の行使により、保険法75条を適用された上に、地裁の書記官に電話して「特定年金事務所の発行した書面（厚生年金保

険・健康保険被保険者資格確認（却下）（処分）通知書）」の取下げを要求したことは、私にとっては、裁判の妨害である。

平成23年（ワ）第578号事件における判決は、行政機関の処分及び手続きの違法性を理由とする訴えをしても認めることはできない。行政事件訴訟法33条により、「行政処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」ものであるから、日本年金機構の保険法第75条該当は、取り消しされるまでは有効である。よって事業所は、厚生年金の加入を怠ったことはなく、保険料の納付については、年金事務所の手続きにおいて保険料の納付を免除されたのである、という主張は認められる。

どうして厚生年金は、強制加入で、平成20年から申請しているのに、なぜ手続きが取れないのか。

オ その他

（ア）異議申立て日

申立人の主張：平成27年4月30日届出

日本年金機構：平成27年3月9日（なぜか？）

（イ）異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

申立人の主張：平成27年4月10日（決定通知の受理日）

日本年金機構：不詳

（ウ）平成20年8月1日、「健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書」の存在の有無について

申立人の主張：存在（当時の申請書あり、当時の担当者名刺あり）

日本年金機構：不詳

尚、日本年金機構に対して提出した書面のすべて「およそ6,000枚バナナ1箱分」と異議申立て及び訂正請求書並びに民事裁判を始めとする不服申立てのみができることの「教示」の説明書などの書類は、理由説明書に添付されていたのでしょうか。添付されていなければ、意見書と資料の追加の郵送の時に、一緒に送付したいと考えております。

バナナ箱の資料を受け取っているかないかを、FAXにてご連絡いただければ非常に助かります。

（異議申立書及び意見書の添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成27年3月9日付けで異議申立人から、平成20年8月1日（金）に、特定社会保険事務所、社会保険審査官に提出した、特定会社の「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」について、開示請求があつ

た。

対象文書については、当時の担当者及び管理簿等の確認を行ったが、特定社会保険事務所で受け付けた形跡、当該事業所に対する調査をした事蹟も確認できなかった。また、特定社会保険事務所が行政文書を保管している倉庫から対象文書を確認することもできなかった。

以上のことから、文書不存在として不開示決定を行った。

しかし、異議申立人は、

- (1) 文書不存在のため、受付にかかる事実も確認できないためということはありません。
- (2) 総務省第三者委員会に書類提出する時に、本件請求書を添付し、意見書により在職中の申立てであったことを証明するという約束が在った。
- (3) 平成20年8月1日から平成27年4月8日までの長きに亘り、「資格確認調査の記録書面はあります。」と（繰り返し）言われ続けられた。として、異議申立てを行ったものである。

2 諮問庁としての見解

本件の論点は、平成20年8月1日（金）の厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書の受付事務の有無と考える。

(1) 開示対象文書の存在の有無について

開示対象文書の存在の有無については、以下のとおり確認を行ったが、該当する文書は無かった。

ア 年金事務所1階適用調査課の保管庫を適用調査課長及び課長補佐2名が確認。（検索日時：平成27年1月26日～平成27年1月28日）

イ 年金事務所2階倉庫を適用調査課長、課長補佐、職員3名が確認。（検索日時：平成27年2月4日～平成27年2月13日）

ウ 年金事務所外部倉庫を適用調査課長が確認。（検索日時：平成27年2月4日～平成27年3月25日）

上記の他に、当時の資料が保管されている所は無い。なお、当時の担当者及び管理の確認を行ったが、特定年金事務所で受付した形跡、当該事業所に対する調査をした事蹟も確認できなかった。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立書にて「総務省第三者委員会に書類提出する時に、本件請求書を添付し、意見書により在職中の申立てであったことを証明するという約束があった。」「平成20年8月1日から平成27年4月8日までの長きに亘り、「資格確認調査の記録書面はあります。」と（繰り返し）言われ続けられた。」と異議申立人は主張しているが、これまでに平成20年8月1日に資格確認請求書を年金事務所が受付したという主張を年金事務所職員は聞いたことがない。「年金記録に係る確認申立書」を受

付した際、異議申立人が主張している約束事について要望が全くなかったと担当職員より聴取している（平成27年6月1日特定年金事務所より報告）。

なお、平成21年12月17日に平成20年の資格確認請求書にかかる開示請求書の提出を拒否されたと主張しているが、当時の担当職員から事実は無いものとして聴取している（平成27年6月11日特定年金事務所より報告）。当時の書類として異議申立人が作成した開示請求書と収入印紙の領収証書が申立書に添付されているが、領収証書の発行年月日が平成23年12月12日付であるため、開示請求書の作成年月日と齟齬がある。

3 結論

以上のことから、本件については、日本年金機構の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年8月27日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成28年8月26日 審議
- ⑥ 同年9月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が平成20年8月1日（金）に、特定社会保険事務所、社会保険調査官に提出した特定会社の「厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書」に係る申告の経緯が分かる記録の全て及び終了の記録。（申告処理台帳又は事跡記録及び添付資料を含む）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書（以下「確認請求書」という。）とは、事業主の未届又は事実と相違する届出が行われた場合には、保険給付等を受けるときに不利益を被ることとなるため、

厚生年金保険法 31 条及び健康保険法 51 条 1 項に基づいて、被保険者又は被保険者であった者が、保険者に対して、資格の確認を行うよう求めることができるものである。また、確認請求書の受理、事業所への必要な調査等の事務は、厚生労働大臣から日本年金機構に委任されている。

年金事務所では、確認請求書を受理した後、厚生年金保険法 100 条 1 項、健康保険法 198 条 1 項等に基づき、事業所への調査を行い、請求者の雇い入れ又は退職年月日、報酬等を把握した上で、確認結果について請求者に通知することとしている。

イ 確認請求書の受理に関する記録として、年金事務所では、確認の請求に係る事跡管理簿に、請求者の住所、電話番号、事業所の代表者の氏名、担当者の氏名、連絡先、事業内容等を明記することとしている。

ウ 確認請求書、事跡管理簿等の保存期間について、社会保険庁の文書管理規程は現在保有しておらず、確認することは困難である。

しかしながら、平成 21 年 4 月 10 日付けの社会保険庁総務部総務課課長補佐から地方社会保険事務局長宛ての事務連絡「保存期間を経過した行政文書等の取扱いについて」により、年金記録問題等を考慮し、保存期間にかかわらず、当面の間、「業務に関する全ての書類」は廃棄しないこととされており、その取扱いは、社会保険庁から日本年金機構となった現在に至るまで続いている。

エ 本件対象保有個人情報記録された文書は、異議申立人が平成 20 年 8 月 1 日に提出したと主張する確認請求書やこれを受けた特定社会保険事務所の事跡管理簿等であるが、仮に異議申立人の主張が事実であるとすれば、これらの文書は、文書の性格上、1 年未満の短期間の保存期間には馴染まない文書であると考えられることから、異議申立人が主張する提出日（平成 20 年 8 月 1 日）から 1 年に満たない上記事務連絡の時期（平成 21 年 4 月 10 日）において、保存されていた可能性が高く、また、既述のとおり、当該事務連絡による文書を廃棄しないこととする取扱いは、現在に至るまで続いているため、現在も保存されている可能性が高いものと考えられる。

そこで、特定年金事務所では、確認請求書、事跡管理簿等本件対象保有個人情報記録された文書につき、当該特定年金事務所の全部で 3 か所ある文書の保管場所全てについて、次のとおり調査を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

(ア) 特定年金事務所 1 階の適用調査課の保管庫を適用調査課長及び課長補佐の 2 名で平成 27 年 1 月 26 日から同月 28 日までの間、調査を実施

(イ) 同年金事務所 2 階の倉庫を同課長、課長補佐及び職員の 3 名で同

年2月4日から同月13日までの間、調査を実施

(ウ) 同年金事務所の外部委託管理の倉庫を同課長1名で同月4日から同月3月25日までの間、調査を実施

また、当時の担当者に対しても確認を行ったが、特定社会保険事務所で受付した形跡、事業所に調査をした事跡は確認できなかった。

オ 異議申立人が意見書に添付した、平成20年8月1日付けで特定社会保険事務所に提出したと主張する確認請求書の写しについては、日本年金機構（当時：社会保険庁）では、届書を受理したときは受付印を押印することになっており、現在のマニュアルによると申請者から複写の提供の依頼があった場合、受付印が押印された届書の写しを交付することになっており、当時も同様であったと考えられるが、当該写しには、当時の特定社会保険事務所の受付印が押印されておらず、当時の受付簿にも記載がなく、また申立の概要欄には平成22年1月以降の組織名である年金事務所の記載があり、当該写しをもって特定社会保険事務所に提出があったことは証明できないと考える。

(2) 当審査会事務局職員をして、上記(1)エの事務連絡の提示を求めさせ、その内容等を確認させたところ、諮問庁の説明どおり、事務連絡の本文に、「別紙に記載されている行政文書は保存期間に関わらず、当面の間、廃棄しないこととすること」との記載が認められ、また、当該事務連絡の別紙には、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の別に、それぞれ、当面廃棄しないこととする文書の分類及び文書名が記載されており、社会保険事務所の項では、本件対象保有個人情報記録された文書が含まれるとされる文書名として「業務に関する全ての書類」との記載が確認された。

もっとも、上記(1)のとおり、諮問庁の説明は、法令、通知等を確認した上でのものであり、文書の探索も不十分であったとはいえ、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明には特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、日本年金機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子